

札幌市立稲穂小学校 いじめ防止基本方針

1 本校の基本方針

- (1) 学校教育目標「朔風に耐え たくましく生きる 心豊かな 稲穂の子」を受けて四つの「わたしたちのめあて」がある。その二つ目が、「友達や自然を愛し、心の広い思いやりのある子になります」である。「心豊かな子ども」を育成するためには、子どもたちの好ましい人間関係や子どもと教師の信頼関係が確立し、思いやりにあふれ、子どもたちが安心して自分の力を発揮できる学校でなくてはならない。
- (2) そのために、「いじめはどの学年にもどのクラスにも起こりうることを認識し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努める。
- ① 特にいじめにあたるか否かについては、表面的・形式的にとらえるのではなく、いじめられている子どもの立場に立って判断する。
- ② いじめの相談を受けた場合には、迅速、かつ正確に事実確認を行うとともに、いじめられている子を最後まで守り通すという姿勢と、「いじめは絶対許さない」という観点から指導を行う。

■「生徒指導第14集<第三版>いじめ問題の対応」平成27年4月 札幌市教育委員会」を受けて、平成27年9月、点検、見直しを行い改訂。

2 校内いじめ防止対策委員会 ～校内いじめ防止基本方針を推進するための組織～

別紙 全体計画

- (1) 構成
- ※ 校長、教頭、担任外、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、その他必要な教職員で構成する。
- ※ その他必要な教職員とは、個々の事例において参画することが有効と思われる教職員である。
- (2) 役割
- ① 校長は全体統括を行い、必要に応じて委員会を招集する。
- ② 急に招集が必要な場合は、本委員会を最優先とする。
- ③ 日常は、特別支援教育コーディネーターが学びの支援委員会の推進に関わる企画、立案、連絡、調整を行う際に「いじめ防止対策委員会」の準備も兼ねて行う。

3 いじめ防止に関する基本方針と対応

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法 第2条（定義）より

(2) いじめの捉え方と対応

- ※ いじめかどうかを判断するのは、まず当事者である。
 - 暴力を伴わない無視などのいじめは、心理的・精神的な影響が大きく、メールによるいじめと同様に、周囲が把握することが難しい。
 - 「いじめの可視化」のためには、周りの大人が見ようとしなければ見ることはできない。
- ※ 子どもなどのような訴えにもまずは耳を傾ける。
 - 一番大切なことは事実確認である。いじめの可能性のある全ての事案を過小評価せずに傾聴する。
 - 教員だけではなく事務主任、業務員、用務員等も含めた全員の教職員の気付きを大切にする。

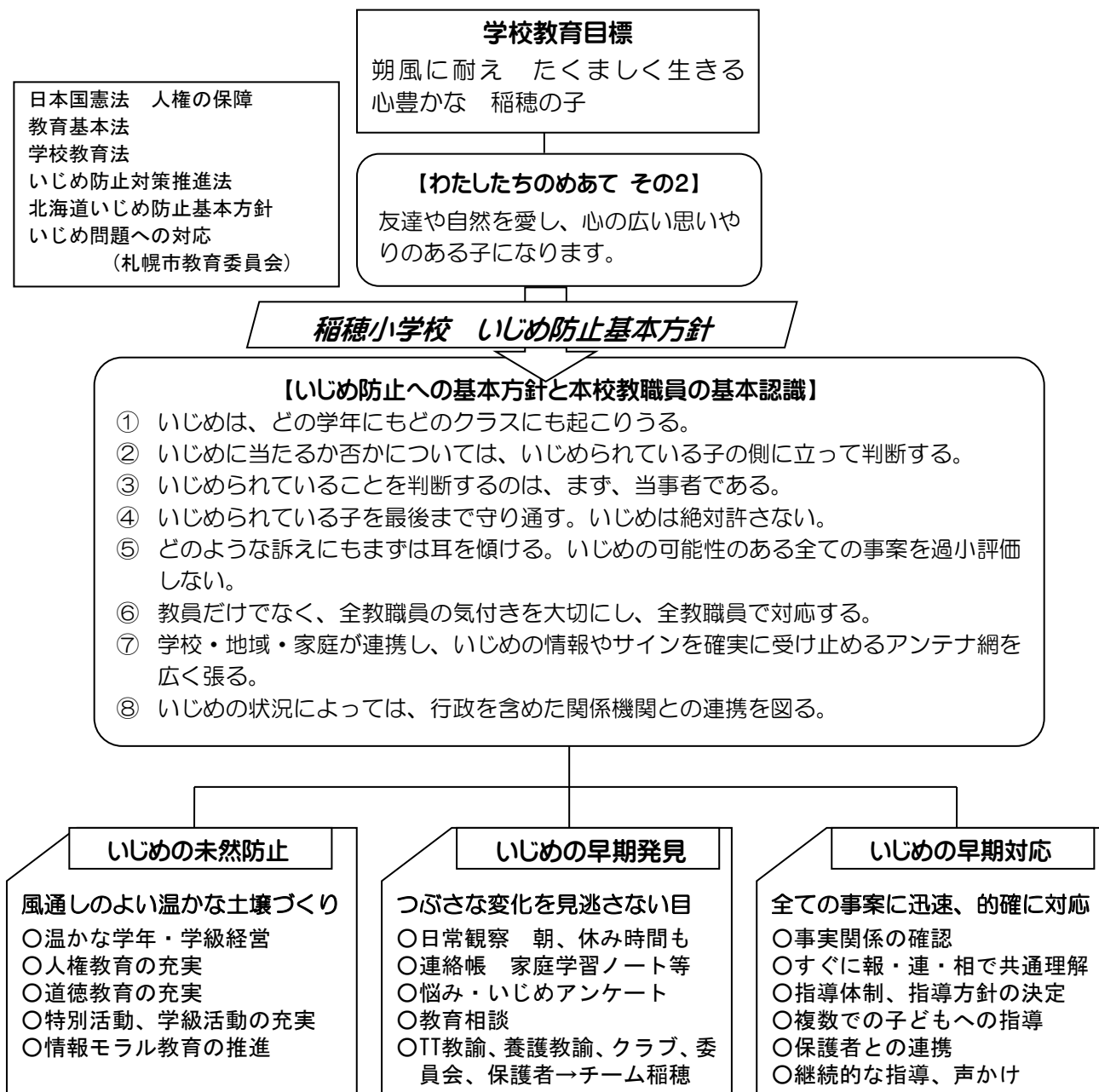
(3) いじめの早期発見の取り組み

- ※ 子どもとの信頼関係を築くとともに、学校・地域・家庭が連携し、いじめの情報やサインを確実に受け止めるアンテナ網を広く張る。

(4) いじめの早期対応の取り組み

- ※ いじめの発生に気付いた場合は、担任だけではなく、管理職はもとより教職員全員が連携して的確・迅速に対応する。
 - 保護者との対応についても誠意をもって行い、問題解決のために信頼関係と協力体制を樹立する。
 - いじめの状況によっては、行政を含めた関係機関との連携を図る。

平成29年度 稲穂小 いじめ防止基本方針全体計画



■ いじめ防止対策委員会の対応

